

兵庫県公報

平成24年8月17日 金曜日 第2415号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	7
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	7
○ 同 上（同）	11
○ 平成20年兵庫県告示第97号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部改正（砂防課）	14
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	14
病院局公告	
○ 入札公告（県立加古川医療センター）	14

告 示

兵庫県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成24年8月17日

兵庫県知事 井戸敏三

1 中筋土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	長尾文善	南あわじ市中条中筋552番地
同	和田幸三	同 市中条中筋556番地1
同	山本芳弘	同 市中条中筋562番地
同	長尾文和	同 市中条中筋583番地
同	長尾忠義	同 市中条中筋610番地3
同	長尾一成	同 市中条中筋549番地
同	長尾和宏	同 市中条中筋586番地1
同	谷口勝	同 市中条中筋289番地
同	長尾和幸	同 市中条中筋596番地
同	谷口三和昭	同 市中条中筋285番地
同	田中敏裕	同 市中条中筋877番地1
同	伊達義治	同 市中条中筋486番地

同	野 上 繁 宏	同	市中条中筋483番地
監 事	長 尾 泰	同	市中条中筋593番地 1
同	長 尾 敬 昭	同	市中条中筋630番地 1
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	長 尾 文 善	南あわじ市中条中筋552番地	
同	和 田 幸 三	同 市中条中筋556番地 1	
同	山 本 芳 弘	同 市中条中筋562番地	
同	長 尾 文 和	同 市中条中筋583番地	
同	長 尾 忠 義	同 市中条中筋610番地 3	
同	長 尾 一 成	同 市中条中筋549番地	
同	長 尾 進 也	同 市中条中筋601番地 3	
同	谷 口 勝	同 市中条中筋289番地	
同	長 尾 和 幸	同 市中条中筋596番地	
同	谷 口 昇	同 市中条中筋285番地	
同	田 中 敏 裕	同 市中条中筋877番地 1	
同	伊 達 義 治	同 市中条中筋486番地	
同	野 上 繁 宏	同 市中条中筋483番地	
同	長 尾 重 信	同 市中条中筋927番地 1	
監 事	長 尾 泰	同 市中条中筋593番地 1	
同	藤 井 正 信	同 市中条中筋628番地	

2 琴池土地改良区

退任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	玉 田 康 雄	加古郡稲美町国安64番地	
同	上 田 孝 司	同 郡同 町国安147番地の 1	
同	上 田 茂 臣	同 郡同 町国安83番地	
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号	
同	藤 田 義 光	加古郡稲美町国安356番地の 4	
監 事	林 茂	同 郡同 町国安145番地	
同	玉 田 照 雄	同 郡同 町国安117番地の 2	
就任役員			
役員の区分	氏 名	住 所	
理 事	上 田 孝 司	加古郡稲美町国安147番地の 1	
同	藤 田 宗 弘	高砂市美保里25番46号	
同	玉 田 照 雄	加古郡稲美町国安117番地の 2	
同	玉 田 勉	同 郡同 町国安70番地	
同	藤 田 雅 敏	同 郡同 町国安453番地	
監 事	上 田 茂 臣	同 郡同 町国安83番地	
同	玉 田 守	同 郡同 町国安60番地	



兵庫県告示第1111号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の58
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1112号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区村岡字空山3529の6、3529の59、3529の60（次の図に示す部分に限る。）、3529の61から3529の65まで、3529の67
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1113号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 美方郡香美町村岡区寺河内字小畑830の2、830の17から830の19まで、830の21、830の23、830の25
- 2 保安林として指定された目的
 - 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1114号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区寺河内字小畑830の4
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1115号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷517の1、517の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1116号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区原字阿シ谷516（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1117号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1128、1128の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1118号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1190の2

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1119号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区山田字本谷奥1157の1、1157の3、1157の4
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1120号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区境字クスミ480、496、497
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1121号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区境字後山249の2
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1122号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

美方郡香美町村岡区原字阿シ谷516（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1123号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宍粟市一宮町東河内字林1634の1、1634の19、1634の48から1634の52まで、1634の57、1634の58、1634の60、1634の62から1634の66まで、1634の68、1634の70、1634の74、1634の76、1634の78、1634の83、字椴ヶ段2332の14

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1124号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
事業所長 三 橋 一 夫
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
ナガセケムテックス株式会社播磨事業所
たつの市龍野町中井236番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	46号口 ろ過施設 (No. 1)	46号口 ろ過施設 (No. 2)		
能	力	ろ過面積6 m ²	同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		0時～24時 15時間	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5～10	5～10	5～10	5～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	6,000	6,100	6,000	6,100
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	5,100	5,100	5,100	5,100
	浮遊物質 (単位 mg/L)	15	15	15	15
	窒素含有量 (単位 mg/L)	300	300	300	300
	りん含有量 (単位 mg/L)	12	12	12	12
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	35	35	35	35
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0	11.8	0	11.8

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

46号ニ 廃ガス洗淨施設	
風量 10Nm ³ /分	
同 左	
同 左	
同 左	
24時間連続	
同 左	
通常	最大
3～12	3～12
2,000	2,000
1,600	1,600
350	350
—	—
—	—
500	500
0	0.3

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 8月17日から同年 9月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及びたつの市市民生活部環境課



兵庫県告示第1125号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日本臓器製薬株式会社
大阪市中央区平野町2丁目1番2号
代表取締役社長 小 西 龍 作
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日本臓器製薬株式会社小野緑園工場
小野市古川町南山1093-1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	47号イ 動物原料処理施設	47号ロ ろ過施設 (No. 1)		
能	力	18 t/時	最大ろ過面積4.8m ²		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後14日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～17時20分 180分	8時30分～17時20分 30分		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,200	1,800	1,200	1,800
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1,250	1,800	1,250	1,800
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	600	900	600	900
	窒素含有量 (単位 mg/L)	15	45	15	45
	りん含有量 (単位 mg/L)	4.9	15	4.9	15
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		0.2	0.5	0.1	0.2

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

47号口 ろ過施設 (No. 2)		47号ハ 分離施設	
最大ろ過面積18.72m ²		回転数860rpm	
許可後		同 左	
許可後14日		同 左	
完成後		同 左	
8時30分～17時20分 120分		8時30分～17時20分 210分	
同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大
5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
1,200	1,800	740	1,100
1,250	1,800	1,080	1,600
600	900	400	600
15	45	15	45
4.9	15	4.9	15
0.2	0.5	6.5	10

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成24年 8月17日から同年 9月 7日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び小野市市民安全部生活環境グループ



兵庫県告示第1126号

平成20年兵庫県告示第97号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のように改正する。
なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域の表中下ノ町の項を次のように改める。

下ノ町	神戸市	北 区	山田町藍那	下ノ町	1番、2番の一部、3番、3番9の一部、3番11の一部、3番12の一部、4番、5番の一部、11番から19番まで、20番の一部、17番地先の道路敷の一部
-----	-----	-----	-------	-----	--

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第 3 項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成24年 8月17日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
共和商事 株式会社	西宮市馬場町 6—13	平成24年 6月30日

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成24年 8月17日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立加古川医療センター院長 千 原 和 夫

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
兵庫県立加古川医療センター施設の総合施設管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による
- (3) 履行期間
平成24年11月 1日（木）から平成26年 3月31日（月）まで
- (4) 履行場所
兵庫県立加古川医療センター 加古川市神野町神野203
- (5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (6) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室等の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒675-0003 加古川市神野町神野203
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課
電話 (079) 497-7000 内線2222
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
平成24年8月17日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
平成24年8月17日（金）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成24年9月27日（木）午前11時 兵庫県立加古川医療センター 会議室1
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成24年9月26日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の105の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成24年9月25日（火）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 契約担当者から開札日の前日までの間において提出書類に関して説明を求められた場合は、それに速やかに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成24年11月1日(木))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ、又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Chihara, Director of Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center buildings administrative task, 1 set

(3) Contract fulfillment period:

From November 1, 2012 through March 31, 2014

(4) Location:

Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 August 27, 2012

(6) Deadline for tender:

17:00 September 26, 2012 by mail

11:00 September 27, 2012 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kakogawa Medical Center

203 Kanno, Kannotyou, Kakogawa, Hyogo 675-0003

TEL (079)497-7000